

京都市消防局訓令甲第2号

各 部

消防団・自主防災推進室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市火災予防規程の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

京都市消防局長 井上 元次

第32条第2項中「局長」を「署長」に、「防火管理業務及び防災管理業務に関する講習（以下「防火・防災管理業務受託法人等教育担当者講習」という。）を実施」を「防火管理講習、防災管理講習その他これらに類する講習の受講を勧奨」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

第59条第1項各号列記以外の部分中「しなければならない」を「するものとする」に改め、同項第1号及び第2号中「表示する」の右に「又は別に定める方法で行う」を加える。

第63条の見出し中「計画通知」を「計画通知書」に改め、同条中「建基法」の右に「第18条第2項及び第93条第4項」を加える。

第63条の2中「第4項」を削り、同条中「した通知に関する」を「して処理する」に改める。

第65条の見出し中「又は認定」を「、認定等」に改め、同条第1項中「又は認定」を「、認定等」に改め、「、所轄署長と協議し」を削り、同条に次の1項を加える。

2 局長は、前項に規定する意見を回答するときは、必要に応じて所轄署長と協議するものとする。

第66条中「所轄署長と協議し」を削り、同条に次の1項を加える。

2 局長は、前項に規定する意見を回答するときは、必要に応じて所轄署長と協議するものとする。

第70条中「署長」を「局長」に改め、「い建築物」の右に「(現に建築の工事中のものを含む。)」を加え、「る建築物」の右に「(以下「違反建築物」という。)」を加え、「消防上必要」を「必要」に改め、「局長及び」を削り、同条に次の1項を加える。

2 署長は、違反建築物を認めるときは、必要な指導を行うとともに、事前に局長に連絡のうえ、特定行政庁に通報するものとする。

第71条を次のように改める。

第71条 削除

第80条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第29号様式を次のように改める。

第29号様式 (第80条関係)

消防用設備等又は特殊消防用設備等設置計画書

(宛先) 京都市消防局長	年 月 日
届出者の住所(法人にあつては、主たる事業所の所在地)	届出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名)
	電話 ー

消防法又は京都市火災予防条例に基づいて、次の防火対象物に以下のとおり消防用設備等(特殊消防用設備等)を設置します。		
防 火 対 象 物	所在地	
	名称	
	用途	
	規模	地上 階 地下 階 延べ面積 平方メートル
	構造	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> その他 ()
	主要構造部	<input type="checkbox"/> 耐火構造(防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合)
		<input type="checkbox"/> 耐火構造(防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合)
		<input type="checkbox"/> 準耐火構造等 () <input type="checkbox"/> その他 ()
令8区画	<input type="checkbox"/> 第1号 *1 <input type="checkbox"/> 第2号 *1 *1 区画(防火対象物)ごとに本計画書を作成してください。	
無窓階	<input type="checkbox"/> 全ての階 <input type="checkbox"/> 一部の階 *2 <input type="checkbox"/> 無 *3 *2 無窓階以外の階の有無窓判定書を添付してください。 *3 全ての階の有無窓判定書を添付してください。	

消防用設備等又は特殊消防用設備等	設 置	<input type="checkbox"/> 消火器 () <input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 () <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 () <input type="checkbox"/> 水噴霧消火設備等 () <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 () <input type="checkbox"/> 消防機関へ通報する火災報知設備 () <input type="checkbox"/> 非常警報設備 () <input type="checkbox"/> 避難器具 () <input type="checkbox"/> 誘導灯 () <input type="checkbox"/> 連結送水管 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 火炎伝送防止自動消火装置 () <input type="checkbox"/> 消防法施行令第29条の4に係る申請(予定を含む。) ()
	緩和又は免除	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> 消防法施行令第11条第2項 <input type="checkbox"/> 京都市火災予防条例第38条第1項第2号ただし書 <input type="checkbox"/> 京都市火災予防条例第38条第2項 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 消防法施行規則第12条の2 <input type="checkbox"/> 消防法施行規則第13条 <input type="checkbox"/> 避難器具(消防法施行規則第26条第()項第()号) <input type="checkbox"/> 消防機関へ通報する火災報知設備 <input type="checkbox"/> 消防法施行令第23条第1項ただし書 <input type="checkbox"/> 消防法施行令第23条第3項 <input type="checkbox"/> その他 ()
※令別表用途	()項 (.)	
※備 考		

注 1 本計画書は、消防法第7条の規定に定める消防長等の同意を与えるに当たり、消防法第17条各項の規定に適合することの確認に必要な図書です。必ず記入要領を参照し、適正に記入してください。

- 2 該当する□に、レ印を記入してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の第29号様式による用紙は、令和7年4月1日までの間、これを使用することができる。

(消防局予防部指導課)